

著作権法における私的複製の正当化根拠 —技術的保護手段回避規制と私的録音録画補償金制度の検討から—

星田拓臣

著作権法 30 条は、私的複製が著作権侵害とならない旨を定めている。この私的複製の趣旨について、従来は、①私的複製は零細で権利者への影響が少なく、また、②私的領域には権利を実効的に及ぼしにくい、という理由が重視されていた。しかし、技術の発達により、私的領域でも質の高い複製物が容易にできるようになったことから、権利者への影響が大きくなった一方で、著作権保護技術等により著作物を容易に管理できるようになった。このような状況では、従来の私的複製の趣旨の解釈に従うと私的複製の範囲を狭めることが肯定される。しかし、私的複製の趣旨は、①・②の他に、③私的領域内での行動の自由という利用者の利益に配慮する積極的な意義があるのではないだろうか。私的複製に関連する従来の議論では、③私的領域内での行動の自由が見逃されがちであった点に問題があったと考えられる。そこで本卒業研究では、技術的保護手段の回避規制と私的録音録画補償金制度をめぐる議論等を題材とし、私的複製が認められる根拠について検討することを目的とする。

平成 11 年の改正により、私的複製の範囲から、技術的保護手段の回避により可能となる複製が除外された。日本と同様に技術的保護手段を回避しての複製を私的複製から除外しているドイツでは、その理由として、そもそも私的複製が認められているのは、その禁止が実現可能性を欠いていたためであり、利用者の利益は動機ではないので、著作権保護技術によりこの状況が改善されたためである、との説明がなされている。しかし、権利制限規定は、著作物の保護と公正な利用の確保という著作権法の目的から関係者間の利害調整を行うためのものであると考えられる。日本の私的複製の趣旨を考える上では、ドイツのように考えるべきではない。

次に、私的録音録画補償金制度に関連する議論について検討を行った。私的複製には、デジタルの録音・録画について補償金を徴収し権利者に分配する私的録音録画補償金制度が定められている。私的録音録画補償金制度が、禁止権ではなく報酬請求権導入に止めたのは、私的領域内には権利を実効的に及ぼしにくいという消極的理由だけでなく、利用者の利益に配慮したためである。補償金制度導入を提言した際の議論では、利用者の利益として、技術の発達の恩恵と著作物の享受が挙げられている。技術の発達により私的録音・録画に課金が可能となったことを理由として私的複製の範囲を縮小した上での補償金制度の縮小・廃止案は、私的複製における③利用者の利益という観点を見逃している点で問題がある。

以上のことから、私的複製の趣旨としては、①零細で権利者への影響が少なく、②私的領域には権利を実効的に及ぼしにくい、という理由の他に、③私的領域内での行動の自由のために許容されるという観点が重視されるべきである。私的複製は、著作物享受の時期や場所を自ら決定するという著作物の享受の自由を保障するものであると考える。

(指導教員 村井麻衣子)